

暴言・暴力・迷惑行為対応について

当院では、次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、他の病院利用者や病院職員の安全を守るため退院や退去を命ずるあるいは警察介入を依頼することがあります。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動
2. 暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
7. 病院側の上承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. その他迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

以上のような行為は当事者と医療関係者との信頼関係を損ねます。信頼関係なくして治療を継続することは出来ません。予めご了承いただくと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。